

(例規 36)

陸幕衛第 87 号
40. 6. 30

改正 昭和 56 年 1 月 14 日陸幕衛第 4 号 昭和 62 年 5 月 19 日陸幕衛第 87 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号 令和 6 年 12 月 4 日陸幕衛第 418 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

糧食品業者の適格審査及び衛生調査について (通達)

標記について、下記のとおり実施されたい。

記

1 糧食品業者の適格審査

契約担当官等は、糧食品業者と契約を行う場合には次に掲げる書類を提出させ、これを審査の上、無許可又は無届業者を排除するものとする。

- (1) 食品衛生法施行令第 35 条第 1 項各号に掲げる業者にあつては、食品衛生法第 55 条に規定する営業の許可を受けている旨の保健所長の証明書
- (2) 前号以外の糧食品の業種で、都道府県条例で営業の許可又は届出をするよう規定されているものにあつては、許可又は届出がなされている旨の保健所長の証明書

2 糧食品業者の衛生調査

陸上自衛隊環境衛生規則 (陸上自衛隊達 36-5 号 (32. 4. 1)) 第 3 条に規定する食品衛生官は、糧食品の納入時の食品衛生検査を行うほか、前項の審査を実施したとき及び随時に、契約担当官等の補助者として業者の施設 (これらの業者が販売業である場合は、取引先の製造業の施設を含む。) の現地調査を行うか、又は「食品衛生監視票について」 (薬生食監発 0326 第 5 号 (令和 3 年 3 月 26 日)) に規定する食品衛生監視票の最近 6 か月以内の記録の写し (保健所長の確認印あるもの。) の提出を求めて調査を行い、衛生上の見地から当該業者の適否について契約担当官等に通知するものとする。